

第7回教育委員会会議

1 日時 令和3年5月11日（火） 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市立中央図書館5階 大会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長
森末 尚孝 教育長職務代理者
平井 正朗 教育長職務代理者
巽 樹理 委員
大竹 伸一 委員（ウェブ会議の方法により参加）
栗林 澄夫 委員

多田 勝哉 教育次長
山口 照美 生野区担当教育次長
大継 章嘉 教育監
三木 信夫 理事兼政策推進担当部長
川本 祥生 総務部長
忍 康彦 教務部長
福山 英利 指導部長
村川 智和 総務課長
本 教宏 教職員人事担当課長
中道 篤史 初等・中学校教育担当課長
大西 忠典 高等学校教育担当課長
山崎 真由美 ICT推進担当課長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第46号	令和4年度使用教科用図書の採択について
議案第47号	大阪市立高等学校教科用図書選定調査会への諮問について
議案第48号	令和4年度校長公募について
報告第7号	職員の人事について
報告第8号	令和2年度小・中学校における教育課程進捗状況について
報告第9号	新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について
報告第10号	令和2年度争訟事務の委任に係る報告について

なお、議案第48号及び報告第10号については会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第7号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件については、事務局の係長級以上の職員の人事について、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により本日ご報告するものである。

対象者は、教務部担当係長である小牧敏美について、新たに保健所感染症対策課担当係長を兼務することとし、令和3年4月26日付で発令を行ったところである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 保健所が大変なのはテレビで見て分かりますけれど、何人ぐらい応援に行かれていますか分かりますか。

【川本総務部長】 今年度に入りまして急遽要請があり、それに伴って、係長級ということですので、当該係長を急遽充てることとしております。全市で22名発令されています。

【森末委員】 全市長部局、教育委員会も含めて、22人ぐらいの人たちを出すという形ですね。

【川本総務部長】 さようでございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第8号「令和2年度小・中学校における教育課程進捗状況について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、4月8日から5月31日までを全市一斉に学校休業とした。6月1日からは分散登校を開始し、6月15日より通常登校を開始している。昨年度の臨時休業時の34日間分を補う観点から、長期休業短縮を行った。夏期休業は8月8日から8月24日までとして13日、冬期休業は12月26日から1月6日までとし、2日の授業日の増加を図った。また、土曜授業を小学校6年生と中学校3年生は年5回以上、その他の学年は年3回以上とした。さらに、週当たりの授業時数を各学年1時間ずつ増加させるとともに、学校の実情に合わせた授業時数の確保を図り、前の事象を重視したカリキュラムの編成を行ってきた。

昨年度末各校に対し、教育課程調査を行い、進捗状況を確認している。年度末において、卒業する小学校6年生と中学校3年生については、すべての学校で教育課程を終えている。他の学年については、一部の指導内容を今年度に繰り越している学校があった。繰り越した学校へ4月下旬に改めて聞き取り等の調査を行った結果、4月30日現在、小学校ではすべての学校が昨年度の分を終えている。中学校については、延べ10校の学校が残り数時間程度を残しているという状況である。聞き取りによると、どの学校も近日中には履修を終えるとのことだが、引き続き進捗管理をしていきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 授業日数の確保が出来たということで、一部中学生で残っていますが、ひと安心かと思っています。これだけ長い間、休業したり短縮を設けたということで、授業は確保されましたが、それ以外の例えば行事であったり、総合学習が入るか分からないですけれど、イベントであったり、そういったものはどんな感じだったのですか。

【福山指導部長】 昨年度3月から数えますと3ヶ月休業しましたので、授業時数、学びの保障ということを重点的に行い、各学校で行事の精選を図ったり、文化祭等も例年であればするところですが、感染症予防のために昨年度は日常行事というのは出来な
いことがありましたので、その行事はやはり中止にした学校があったように思っております。今もコロナ感染拡大しておりますけれども、今年度は出来たらそういうことも子どもたちの体験の中で必要な行事ですので、感染状況をみながら学校行事も出来るようにして参りたいと思っております。

【異委員】 今の状況でもなかなか厳しいと思うのですが、小学生とか中学生とか、きっと思い出に残る行事が多いと思いますので、出来る限り、収まったら工夫しながら生徒さんの思い出づくりにも力を向けてほしいと思います。

【福山指導部長】 はい、承知いたしました。

【栗林委員】 異委員が言われたことはその通りかと思うのですが、それに加えて中学校で繰り越しが10校ある。数時間程度だということで、いずれ解消に向けて取り組みを進められると思いますが、私たちも大学でも昨年同じ経験をしたものですから、結局この教育課程、時間を終えることは何とか工夫してやるのですが、教育内容の方はどうだったのかという検証は、なかなか実際にはアンケートをとってもよく分からない。私たちの場合は学生自身も入学して大学の体験を実感したということは無かったという声が非常に多かったのです。

その中で、学習の工夫をしてオンラインで教員が新たに教材を作らないといけないということで、徹夜続きだとかいうような教員もあって、大学の批難を受けていると、教えている教員からも批難を受けているというような、そういう実態があるのです。恐らく義務教育の学校においても似たような混乱があったのではないかと考えているのです。

これは経費をかければ充実するというものでは必ずしもなくて、地方の小さな都市、市町村であっても、例えばボランティアの方を募ったりして学習のケアをやったとかというようなケースも若干あったとニュース等で見ています。そういう教育課程の中身に関する子どもたちの実感というのは、アンケートとかで検証されるというような、そういう取り組みはされたかどうか、教えて頂けたらと思います。

【福山指導部長】 全市一斉に子どもたちの共通したアンケートというのは取っておりませんが、各学校での状況については各ブロックの担当指導主事の方から学校の現状を把握しているところではございます。ただ、先生たちも学習の時間を補償するために相当

な尽力をして頂いていますので、先生たちの業務を軽減するためのスクールサポートスタッフであるとか、また子どもたちの学びを先生だけではなくて、ボランティアにも入ってもらって、また学びサポーターに常任した中で入ってもらって学びの保障をしてきているところであります。ただ、全市的に子どもの一斉アンケートは取れていない状況であります。

【栗林委員】 ありがとうございます。

【平井委員】 小学校・中学校が新課程になり、教える側も初めての取り組みが増えていていると思いますが、学校によって状況が違うので、各校での点検作業をお願いしたいと思います。英語についても低学年が課外活動、5～6年は教科化されています。教科化されている以上、評価しなければならないわけですが、コロナ禍でネイティブも来日できないという状況もあります。今後、オンラインを活用した英語教育やグローバル教育というのでも考えられたらどうでしょう。中学校においても、中1ギャップなどの諸問題が起きているのは自明ですから、学習面だけではなく、メンタルな部分でも指導をどこまで出来るか、各校の実情に合わせて検討してほしいと思います。

【福山指導部長】 はい、ありがとうございます。承知いたしました。

【山本教育長】 今頂いた意見をまた今後に反映をさせて頂いて、取り組んで頂けるようにお願い致したいと思います。

報告第9号「新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

3月下旬より大阪府内、中でも大阪市内において、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している。医療の危機的状況が囁かれる。現在は本市立小中学校の児童生徒の陽性者数の多い状況であった4月中旬より少し減少しつつあるが、まだまだ予断を許さない状況が続いている。今回の緊急事態宣言下における本市の学校運営についてであるが、児童生徒の安心安全の確保を最重要課題とする観点から、各家庭でのオンライン学習等を基本とした学びの保障を進めている。併せて、給食費の無償化や児童生徒の健康面への給食の役割及び児童生徒の心のケアの観点から学校休業を行わず、給食を実施するとともに対面での健康確認等を実施している。

オンライン学習の進め方については、小中学校ともに各家庭において学校から持ち帰った学習者用 ICT 端末等を活用して、教育委員会が配信する授業動画等を視聴した後、その

学習内容を深める為のプリント学習を併用する等、各校において工夫を凝らしたオンライン学習等を実施している。さらに、児童生徒を登校させて、学校の実情に応じたオンライン学習の内容確認や定着度を測るプリント学習、今後の学習内容の指示等について感染予防を図りながら出来る限り短時間にて実施している。

また、各家庭においてオンライン学習等を行う時間において、家庭の状況により、保護者から預かりを希望された場合は児童生徒を学校で預かり、オンライン学習と同様の学習を実施できる体制をとっている。

さらに、課外時間外における児童の学校での居場所の確保は、こども青少年局のいきいき放課後事業に引き継いでいる。これらの取り組みを実施するよう、先月 22 日に各校園長に対して通知した。

さらに、政府において緊急事態宣言が今月 31 日まで延長すると決定されたことから、昨日、改めて通知して、これまでの緊急事態宣言期間中における取り組みを継続するよう指示している。

次に、現在までの状況を報告すると、先ほど説明した、家庭の状況によって学校にて児童生徒の預かりを受け入れた状況を示したものであるが、この内容を開始されてからの 6 日間の受け入れ状況は、一日平均で小学校が全校児童の 37%にあたる約 42,000 人、中学校が全校生徒の 2.5%にあたる約 1,300 人を受け入れる結果となった。

続いて、オンライン学習の状況をご報告すると、各校長にオンライン学習の実施状況を聞き取り、4月28日分までをまとめたものとなっている。この期間中に本市立小中学校の約84%がテストを含めた双方向通信を実施している。しかしながら、校内での接続に問題があった等の課題も浮かび上がってきている。これらについて、引き続き検証し、改善に向けて取り組んでいきたいと考えている。これらの状況もふまえて、教育委員会事務局としては12日以降も現在の措置を継続しつつ、児童生徒の安全確保を最優先とし、同時に学びの保障にも進めていきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 どうもありがとうございます。オンラインの授業には苦勞しているものですから、その数字が信じられないところがあって、それでお聞きするのですけれども、小学校で双方向通信の実施が81.5%、それから中学校では89.2%行われたということになっているのですが、私どもも大学でやっても双方向の通信授業でやるというのは、

デバイスはあるにしても、非常に教材を作ったりすることに大変な労力があって、それを ZOOM でやるのか、Teams でやるのか、Google ミーティングでやるのか、そういう問題もあると思うのですが、恐らくこれは私の勘違いだったら許して頂きたいのですが、現場の先生方からは実施しましたという数字があったとしても、内容的に子どもたちのために実施したと言えるような実施ができているのかどうかということについてはいかがでしょうか。

【福山指導部長】 この数字ですけれども出しておりますのは小学校で授業を双方向で行うという数字ではなく、双方向で通信状況を確認するという事で、形態としましては例えば朝学活を Teams を使ってやるとかいうような形で、自宅にいる子どもと教室にいる担任の先生が双方向の通信機能を確認するという事をこの期間中に必ず一回はするということで指示もしておりましたので、その状況を記載した数字でございます。

【栗林委員】 授業が行われたという内容では必ずしもないということなのですか。

【福山指導部長】 そうです。

【栗林委員】 そうなのですか。自分たちの経験からしてそのようなことがありえるのかと思ったものですから、今後に向けた一種のテストというように考えてもいいということですか。

【福山指導部長】 そのとおりです。

【栗林委員】 分かりました。

【異委員】 だいぶ緊急事態宣言下の生活にも子どもたちも親も慣れてきたのかなというようところで延長されたので、このままいくのかなというように思っていますが、少し子どもの生活リズムの乱れが気になったり、あとは私の子どもですけど、小学生の子は比較的きっちり、もう授業時間と同じように自宅でも自宅学習は制服を着て座ってやっています。中学生の子は課題をさっさと終えて、あとはずっとスマホであったりとか YouTube であったりとかといったことで、他の家でも恐らく家庭学習の難しさというのを痛感しているのかなと思います。

先ほど、栗林委員からもありましたが、先週、私は子どものオンライン学習を全て横について見ていました。おっしゃるとおり、オンライン授業ではないのです。双方向の通信時間を割り当てるとというのが区によって限定されていますよね。それが私の子どもの学校では1週間、1回35分という非常に短い時間でありますので、この間にオンライン授業をするというのは不可能かなと思いました。どういうことをしているのかと思うと、子ども

は Teams をすごく使い慣れていまして、学校で操作していることもあって、親の手伝いもなくログインしてすぐに通信を出来るようにはなっています。先生方のご指導でありがたいと思っています。それで、「みなさん聞こえている？出席とりますよ」と言って、OK とか言うのでそれでもう 35 分終わっているような状況です。

私からの質問なのですが、まだちょっとハード面の整備が出来ていないというのは重々承知なのですが、今後一週間に一度、35 分という通信時間が改善されるのか、改善の見込みがあるのか、やっぱり先にニュースとかで、大阪市はオンライン授業ということが入ってきていますので、ちょっとそのギャップが、イメージとしては大学みたいに画面を通して授業が出来るのだというふうに思ってしまうのですが、実際はほぼプリント学習になっているのです。それも中学生の私の子どもも本当にさっさとやって休憩をしたり、そんな感じなので、不安というのも正直あります。私が質問したいのは、この辺の双方向の通信時間が、今後改善があるのかどうかということをお答え頂きたいです。

【山崎 I C T 推進担当課長】 時間につきましてはやはり今年度初めて 16 万台を接続するという状況があり、すべての学校が広く双方向通信という機能を使った形で自宅と学校を結ぶような工夫をするため、なかなか区割りですと、どうしても週に 1 回、今先生がおっしゃられた 35 分、40 分というところにはならざるを得ません。それ以外の割り当てしていない時間帯もございますので、その時間もご活用いただきながら、出来るところは実際取り組んで頂いているというところが実情でございます。

【異委員】 今後、もう少し長時間になったりということはあるのですか。

【福山指導部長】 予定を組んでいる 21 日までは今の状況と同じでございますが、午後の時間帯は割り当てておりませんので、そこは各学校の実情に応じて使える時間帯になっていますので、学校ごとの指示で今日昼からでもやりますよということは可能だと思います。

【異委員】 ありがとうございます。もう一点、授業時数としてのカウントなのですが、自宅学習は授業時数としてカウントはされないという理解でよろしいでしょうか。

【福山指導部長】 はい。オンライン学習で、各家庭で学習しているのは授業時数にはカウントできないことになっています。

【異委員】 学校に行って 1 時間か 2 時間くらい授業ができていますので、そこをカウントするということですね。ということは、今の期間、これからも宣言が延びますので授業

時数としてはなかなか厳しいというか、カウントされないところが多いですので、それはいつ、どのように補っていくのかということをご教示お願いします。

【福山指導部長】 緊急事態宣言が延びましたので、今の対策が31日までということになっております。今ご指摘のとおり、授業時数をどう確保していくのかということは課題になって参りますので、日々、一週間あたりの授業時数を増やしたり、昨年度もやりましたけども、それでも足りない場合はやはり長期休業の活用も考えていかなければならないかなというように今検討に入っている段階でございます。

【異委員】 そうすることによって府下や全国との、例えば学習格差もさらに広がったというところもちょっと不安材料ではあるので、難しいかもしれませんが、休業を少し、夏休みを短くする、去年と同じような感じになるのかなとか色々想像しているのですけれど、ちょっと工夫して頂きたいと思っております。

あと一点、今は有難いことに給食費無料で頂いております、給食を毎日食べに行くような形で学校に行っているのですけれど、一方で感染リスクが一番高い給食は学校で出来るのであれば、授業は黙ってマスクをして、授業こそ学校で出来るのではないかという話をよく聞くのですけれど、そのような議論はされていますか。

【福山指導部長】 そういうご要望といいますか、学校での滞在時間、学校での活動をもう少しフレキシブルに出来たらという校長先生方からのお声、また、市のPTA協議会の方からのお声も頂いております。その辺もどこまで感染を防ぎながら、子どもたちの安全対策も鑑みながら学校での生活が出来るのかということも考えているところですので、何か決まったというのは無いのですけれども、引き続き、先ほどの授業の補填のこともそうですし、今現状どこまで出来るのかということを経々な市中の感染状況を見ながら検討していきたいと思っております。

【異委員】 ありがとうございます。

【多田教育次長】 少し補足をさせていただきますと、授業時数の件は今の制度上は自宅でのオンラインの学習をそのまま授業時数にカウントは出来ないのですけれども、子どもの学びの様子をしっかりと見て、その上で、改めて授業時数を取らなくても大丈夫だということとは国の方も考え方を示していますので、日々の子どもの学びの様子を学校でも把握をした上で、重ねて授業を行わなくてもいけるということが出来るということです。ただ、ハードの問題ですとか、あるいは子どもの習熟度の問題ですとか、先生の教えるスピードの問題ですとか、様々な課題が浮かび上がってきておりますので、もう少し詳細に詰めて、

その辺の今後このままオンライン授業という形でいけるのかということ、先生の方からお尋ねされましたけれども、その方向に持っていくためにどうすればいいのかということ、はこれから検討していく必要があると思っております。

【平井委員】 オンラインを使っても学習内容をすべて指導できない可能性があります。教科書を全部教えようとするとう消化不良を起こすことも考えられるので、各校の実情に合わせてポイントをしっかりしぼって対応すればよいと思います。現場の教員は全部教えようとする傾向がなきにしもあらずで、振り向いたら生徒はいなかったということにならないよう留意する必要があります。

オンラインの活用の仕方も重要です。特に、規則正しい生活習慣という意味で、オンラインによるホームルームの在り方を工夫してほしいと思います。オンラインによる学習指導のポイントは児童・生徒のモチベーションの維持と教える側のファシリテーションだと思いますのでそのあたりのご検討もお願いしたく存じます。

【福山指導部長】 はい、ありがとうございます。

【森末委員】 新年度の4月は教育委員会会議が無かったので、このオンライン授業、給食は食べに行ってまた戻るみたいなことはテレビニュースで知って、ああそうなんだなという感じで思っていました。基本的なことは、私も巽先生の話の聞いたりして正直分かった次第で、そうするとここで小学校、中学校が何をやっているのかという、オンライン授業というと普通は双方向で、Teams というイメージで私も正直理解していましたがけれども、「教育委員会が配信する授業動画等を視聴し」となっていますから、これは各学校で担任の先生が作った教材ではなくて、教育委員会が作成しているものだと、そういうことになりますね。それが例えば小学生の国語でしたら、その国語は同じ資料の内容を出すのでこの時間はこれだけ見てくださいね、というようなことでやっているのですか。

【福山指導部長】 教育委員会が作成している授業動画は昨年度も作っておりますので、それと各学校の授業の進捗であるとか学習内容に合わせて使えるものは使っていたり、また、民間の会社といいますか、機関が出している授業コンテンツ、NHK フォースクールでありますとか、中学校で言いますと「イーボード」という学習動画サイトがあるのですが、それらを活用しながら各学校の先生がチョイスして、この動画を見なさい、そしてこのプリントをやりなさいということ、先生方が決めて指示をしているというような状況でございます。

【森末委員】 そうすると学校ごとに選ぶものが違うということなのですね。ただメニューはこちらで集中的に持っているというか、そういうソフト的なものを見てもらって、何時間目にこれ見なさいよとかいうのは、プリントか何かで指示して、それを見た上でその達成を見るのですか。

【福山指導部長】 そうですね。家庭での学習内容を前日に指示しておいて、午前中やった、朝にやったものを登校してから今日の学習がきちんとできたかを点検しているというのが多くの学校でしているところです。

【森末委員】 前日に指示するというのは、前日にメールか何か送るのですか。どうするのですか。

【福山指導部長】 毎日登校してきていますので、登校して帰り際なり、授業の中で説明したり、ということになっております。

【森末委員】 明日はこれを午前中見てくると指示する。それで、その次の日に来た時にそれをどういうふうに確認するのですか。何かテストするのですか。

【福山指導部長】 個々の状況を十分掴めていないですけども、現場の声を聞きますと、授業の動画等を見てプリントをしたものを、チェックしておられる先生方、そのチェックするのがすごく時間がかかってということなので、学習内容については持ってきたもの、提出されたものを先生たちがチェックしているということになっていると思います。

【森末委員】 答えみたいに書いてきたものを見て、出来ているかどうかを見る、そんな感じのイメージですか。先ほど言われましたけど、授業時数にカウントはしないけれども、改めて授業を実施しないことが出来ることになっていきますけれど、出来るという判断は、そういう、達成されているかどうかを見て、「授業を実施しないことが出来る」と判断すると、こういうことになりますね。しかし、その場合は、授業日数はカウントされないですね。だけど、授業しなくていいという取り扱いで、年間での教育課程ということなのですか。

【福山指導部長】 ある程度、単元のまとまりの中で、単元定着テストか何かをして、定着度合いを見る。定着が不十分であれば振り返っての学習をしますし、先ほどもありましたように、その定着が図れているということであれば次の単元に進んでいくということになります。授業時数カウント、昨年度も中学校で言いますと、年間の標準授業時数が1,015 なのですけども、当然昨年あれだけ休業しましたので足りない。足りないことを

もって何らかの罰則があるということはありませんし、文部科学省もそれは致し方ないというようになっておりました。

【森末委員】　　そうですか。そうすると、先ほど追いついたとかいう話がありましたけれど、その1,015時間の授業時数は追いついてないということですか。先ほど何か積み残しがあったけれど、追いつくというのはどういう意味ですか。

【福山指導部長】　　標準授業時数が足りなくて、仮に達しなくても、その学習内容については家庭でやる内容、学校でやる内容をそもそもカリキュラム毎に分けておきまして、学校でやることは学校でやって、そして家庭での宿題なんかもやった上で、定着を図られておれば、その単元を修了したというようにして積み残しが無いという、教育課程は年度内に終わりましたということでもあります。

【森末委員】　　授業時数は足りなくても単元としては修了したという認定が別途出来るということが前提なのですね。

【福山指導部長】　　はい、そうです。

【多田教育次長】　　失礼します。昨年度、一年間、休業がございましたので、授業時数もあまり足りなくなるという見込みもありまして、今申し上げましたようにだいたい1,000時間程度、履修時間が必要なのですが、一年間授業を見ますと、だいたい中学で1,200時間ぐらいの授業時数が確保できます。その上で、学校行事もその中に入っています。運動会ですとか遠足ですとかも含めて年間1,200時間程度確保できているという実態がございます。

その中で、昨年は例えば体育大会ですとか文化祭ですとか、色んな行事も子どもたちには非常に申し訳ないのですけれども、精査させて頂いて中止にしたものもがございます。あと、土曜事業とか長期休業も削って、出来るだけ1,000時間を超えるぐらいの授業時数の確保をしながら、履修状況についてもしっかり見た上で単位認定をしていくという、そういうふうな考え方です。

【森末委員】　　そうすると、授業時数についても他の行事は削りながらも、一応達成、追いついているということで良いのですか。

【多田教育次長】　　おおよその学校でだいたいそのように私どもは認識をしております。その中で、今日先ほどの案件で上がっていましたような学校につきましては、履修状況を見た中でやはりまだ満たしていない学校が見受けられる。年度を越して履修を4月末の段階で続けていると、認定をしたという形でございます。

【森末委員】 積み残しが無いというのは、1,015 時間の時間については一応それを上回ったということで理解していいのですか。ちょっとそれは違いますか。

【福山指導部長】 各学校は1,015 時間を達成するために授業時数を確保しました。結果的に例えば1,000 時間で終わっている学校もありますが、その1,000 時間の中でその学年で学習する内容は履修を終えたという判断をしておるといふところですね。

【森末委員】 分かりました。そうすると、1,015 時間を超えているところもあり、超えてないところもあるけれども、そこについては単元を修了したという認定が出来るということで、積み残し無しということになっているところもあるということですね。もちろん、1,015 時間を捻出して超えているところもあるということですね。分かりました。

もう一つ、コロナの感染状況ですけれど、3月20日以降の日別陽性者数というのはそれほど増えてないということで、緊急事態宣言以降、一つの学校で複数のコロナの感染をしているところもあると思うのですけれど、それって最高どれだけの数が感染されているのか、そういうことは分かりませんか。

【福山指導部長】 今手持ちの中では各学校で何名かという、複数どれくらい出たかというのは資料を持ってきておりませんので分かりかねます。

【森末委員】 それが多いとまたクラスターでしょって話になるのですが。

【福山指導部長】 ただ、クラスターと思われるほどの多くの人数が小中学校で出たということはありません。

【森末委員】 分かりました。それは何よりだと思います。

【村川総務課長】 正確な統計は無いのですが、学校で複数出たとしてもそれは家庭で感染者がいて、兄弟が感染してとか、そういう事実が結構ありまして、そういうふうな複数感染はあるのですが、学校の中でクラスターが発生したと、学校の誰かが陽性になったことによって濃厚接触になって子ども同士で感染したと、そういう例はほとんど無いです。ですから、学校の中でクラスターが発生して休業になったとか、そういうふうな事実は大阪市内の学校では起こっておりません。

【森末委員】 その点についてですが、各学校で、私立の学校でも、私の知っているところでは結構たくさん感染しているけれども、それは学校の中ではなくて家庭から個別に10人に感染しましたという客観的事実が問題で、大阪市の小中学校で複数コロナ感染していてそれが最高何人か、その時点でというのは本当は分かっておくべきかと思います。そ

れがクラスターと言いたくないのは、私だって言いたくないですし、その辺の事実は本当は分かっておくべきかと思ってお聞きしたのですけれど、分からないですか。

【福山指導部長】 ホームページでリアルタイムで全部出していますので、調べればすぐに分かります。ただ、今回の俗に言う第4波の中でも、各学校における複数の感染など特に無かったと思います。それから、先ほどの説明にもありましたように、2人の感染がありましたけど、その前のたいてい家庭内での起因というように保健所でも確認が出来るものでして、我々クラスター自体の発生って全然望んでいませんけれど、隠すとかいうことは一切ないです。

今回の緊急措置における取り扱いも、市長のスタンスは、勉強より命、健康が第一という事ですので、要はその分については実態を赤裸々に公表して、まずは子どもの命を守るということを第一にやっていくというのが、この危機管理下の基本的な考え方ですので、また動向はお伝えしますが、今のところそういうことは客観的な事実として起こっていないというように言えると思います。

【森末委員】 客観的な事実として複数名感染していた子どもがほとんどなくて、あったとしても2～3人程度だろうということであれば、それは家庭から感染したなということは私も思いますので、それで良いのかなと思います。

【大竹委員】 これまでの議論で重複するかもわかりませんが、オンライン学習というものをオンライン授業に移行させていくということは可能なのですか。

【福山指導部長】 我々、言葉の使い方としまして、文部科学省の方がオンラインを使って学習者側に教員がいない場合は授業としてカウント出来ないという判断を示しておりますので、あくまでも今やっていることは授業にはならず、オンライン学習という言葉を使っております。また文部科学省の見解が変われば、授業とカウント出来るかもしれませんが、今の段階ではオンラインを使った学習については授業としてはカウント出来ないというような文部科学省の見解に沿って行っているところでございます。

【大竹委員】 そういう面では実際の授業日数にカウント出来るようなオンライン学習の要件はあるのですか。言い換えればオンライン授業と認定する際の前提条件とか要件というのはあるのですか。

【福山指導部長】 今、文部科学省の見解を見ておりましたが、学習者側に教員がいるかどうかということです。今、学校と家庭でやっている場合には相手側には教員はいませ

るので、授業としてカウント出来ないということで、その考え方からしますと、物理的に無理な状況にあるかというように思っています。

【大竹委員】 　ただ、これだけ色々ICTやAIを使ってということになってくると、オンライン授業を実際の授業日数にカウント出来るよう、このような時代でもあるので、検討して要望化するということは出来ないのでしょうか。

【福山指導部長】 　さらにこれからオンラインを活用した学習がネットワークの環境が整備されて成立するようになれば、また文部科学省とも色々協議を重ねていく必要があるかと思っています。

【大竹委員】 　今回のコロナの中で、ICTを使った双方向の学習なり遠隔授業というのが非常に出来るということが段々分かってきたので、出来ればそういったようなものも使って、それも正規の授業として認められるような、何か前提とかそういったものをもう少しどこかで議論してみたいと思っております。どうもありがとうございます。

【平井委員】 　授業動画、評判どうですか。

【福山指導部長】 　評価までは集約していません。

【平井委員】 　生徒のモチベーションの維持と教師のファシリテーターとしての役目を検証していただきたく思います。生徒の集中できる時間と自学自習させる時間のバランスが精査のポイントだと思います。同時に、授業動画自体が実際、生徒にマッチしているかも調べて頂きたい。

【福山指導部長】 　本市がつくっているものは10分から15分ぐらいの動画にしていると思います。先生がおっしゃるように50分は子どもたちが耐えられませんので、ポイントを絞った内容の作成をしております。その効果なり、子どもたちの評価についても検証していきたいと思います。

【平井委員】 　中学では卒業の段階で精勤、皆勤とありますが、コロナ禍なので保護者の方から行かせたくないと言った場合でも出席はどうなるのですか。

【福山指導部長】 　出席停止扱いです。

【平井委員】 　生徒の不利益にならないことを原則に進めていただきたく思います。

【栗林委員】 　この議題だけであまり時間をとって良くないとは思いますが、要するに私たちが考えていけないといけないのは平井委員の今のご指摘もそうだと思うのですが、今までの事実を、あるいは論理を学んで、それを自分たちで社会人で活躍してくださいということだけじゃなくて、よく言っている主体的で深い学び、つまり、トピ

ックを学んで、トピックを自分で使って自分で考える、そういう子どもたちにサポートしていきましょうということが新カリキュラムの本来的な趣旨です。ですので、それをオンラインのこういう授業の中でも活かしていくような、そういう取り組みが基本的に必要なのだと思うのです。

平井先生がご指摘なのはその発展で指摘して頂いているかと思いますが、私たちが議論するのは、子どもたちが未来に自分の力を本当に発揮出来るような、そういうしくみをサポートして創っていかねばならないという、そういう観点で議論していくのだと思うので、そこをやはり押さえて対応したい。文部科学省がいろいろ言いますが、それがいつも正しいとは限りませんので、私はかなり怒りを持って感じているようなところがあります。やはり現実の子どもの存在というのは一番だという観点で皆サポートしていくという、そういう対応が必要なのではないかと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

【山本教育長】 先生方にご相談をさせていただく時間的余裕が十分にございませんでしたので、私の方で知っている事をお話させて頂いて、色々判断を重ねてきたのですが、危機管理下における一番のポイントは病床に空きが無いということです。大阪で子どもたちが変異種であろうと、あるいは従前のものであろうと、あるいは全く違うものであろうと、重症化した場合に本当に子どもを救えるのか。命を失ったり、あるいは重度な後遺症が残るのではないかと、その危険性がある間、そこで本当に子どもが集まる場面を設定するのかということについて、懸念があると。学習の遅れが生じることはやむを得ないという中で、ただ、一年間 ICT の進捗をやってきた中で、学校休業等をしなくとも、対面授業の授業には程遠いけれども、いくらかだけでも学習の遅れを ICT で取り戻すことが出来るのであれば、そういう仕組みを作って学校休業とはせずに、また危機管理の状態を脱したときの長期間にわたる学習保障の特別な課題に対応する、子どもたちの権利も十分確保した上で、学校運営が出来ないかというのが市長の 1 番のご意見です。

そこについては私も専門家の確たる知見があって、子どもたちが重症化しないということについて従前の形であれば大丈夫かなと思いましたが、とりわけ変異型についてはまだご意見はなかなか伺えない状況がありますし、他の型も出ていますので、そこはやはり危機管理の責任者としての市長のご意見が正しいかなというように私としては判断した次第です。

その時に私の方から市長のお考えとは少し食い違うかもしれませんが、従前の貧困世帯に調査を行った時にも、大阪にはやはり所得の低い層でも朝御飯を食べていない割合が相当高かったのです。朝御飯を食べていない家庭で、お昼御飯の給食を抜いてしまうと、コロナとはまた違った意味での心身の影響というのは相当深いのではないかなということでしたので、私も各学校で授業もしっかりとやって頂きますけど、とりわけ一番しっかりやれているのが給食の時の黙食の活動だというように認識をしておりましたので、あえて市長の方に申し上げて、そういう給食活動も絶対的な必要性はない地域もたくさんあることは分かりますけども、やはり欠かせない地域もあるので、一つ、委員会として総合的な判断をする時にやはり給食を併せてやる。これは、密を避けるという意味では少し逆転的な発想になりますので、先ほど異先生が言われたみたいに、それをやるのだったら普通に授業したらいいじゃないかという議論も出てくる余地もあるのですが、基本的には本当に骨格の食をとるという部分だけを、あと健康管理だけを許して、あとは基本的にはやはり家庭での学習を今出来る方法をやっていく。ただ、その時の市長とのお話もそうでしたけども、多額の費用をかけて導入し研修もやってきました。でも、それが本当に子どもたちのために対面授業と同じ程度なんてとても出来ませんよというのは市長も理解しています。けれども、命を大事に考える中において、その時間を無駄に使うのではなくて、最低限出来ることをやって、今ここまでしか出来ないということも公に明らかにしていったらいい。その中で何が足りないか、何をすべきかということが出てくる。その一步を踏み出すか踏み出さないかについて、市長は踏み出すべきだとおっしゃった。相当の批判はあるだろうし、色んな物議を醸し出すかもしれないけれども、やっぱり子どもの命を大事に置いた中である程度、今の大阪市の実情というのも赤裸々にした中でやっていく。それが市長のご意見のポイントだったのです。ただ、当時はあくまでゴールデンウィーク、連休も挟んでいて、8日間程度の授業の停止でしたが今回5月末まで延びましたので、これがまた延々と延びればとんでもないことになる。5月の末に向けて我々としては、病床の回復というものを心から祈るだけなのですが、ある程度期間が経てば、ワクチン効果も出てくる時代も来ると思いますので、一定の期間、まだより厳しい状況が続くことも踏まえて、大阪市域内の学校現場での安全措置というもの等もまた事務局の責任で考えた上で、やはり授業も通常授業の大切さというものを認識した対応というのを、今回の緊急事態宣言の終期を踏まえながら、市長とは今、ご相談させて頂いていますので、またその結果については逐次、先生方のほうにご報告を申し上げて、また色々教えて頂ければと思います。

どこもやっていないことをやるということについては、大変リスクも大きいわけなのですが、そこら辺のところの危機管理における趣旨をご理解頂いて、また色々ご指導頂ければと思います。

議案第 46 号「令和 4 年度使用教科用図書の採択について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

小学校における採択について、文部科学省通知に令和 2 年度と同一の教科書を採択しなければならないこととあることから、令和 3 年度は本年度に使用している教科書を引き続き採択することとする。

続いて、中学校における採択について、昨年度、自由社の中学校歴史の教科書が再申請により検定に合格し、新たに発行されることとなった。令和 3 年 3 月 30 日付けの文部科学省の通知において新たに発行されることになった教科書について、採択替えを行うことも可能であり、採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきものと示されている。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行される教科書についての調査研究の結果のほか、令和 2 年度における採択の理由や内容等を踏まえて判断することも考えられると示されている。このことから公平性の担保を図る為に、新たに発行される教科書について、他の発行者の教科書と同様に取り扱い、調査研究する必要があると考えている。

これを受けて、本市方針として、教育委員会会議で採択替えを行うか否かの判断に資する資料を作成する為、調査研究委員により調査研究委員会を設置し、昨年度の諮問に基づいて調査研究を行い、調査報告資料を作成したいと考えている。

新たに検定に合格した教科書の取り扱いについての手順について、調査研究の手順は、学校の調査会や教科書展示会を開催するなど、昨年度と同様になっている。7 月中旬より調査研究委員会において調査研究を実施し、7 月下旬に調査報告資料を作成いただく。それを受けて、8 月上旬に教育委員会会議において、採択替えを行うか否かの判断の決議をいただくことと考えている。調査研究委員会の委員については、各採択地区において、区担当教育次長、保護者、校長、当該教科を指導している教員、教育ブロック担当部長、学校に専門的知識を有する職員として教育ブロック首席指導主事と、昨年度の専門調査員を兼ねた委員構成としている。また、昨年度同様、4 つの採択地区ごとに調査研究をしていただく。

採択地区全般に係る事務については、指導部初等・中学校教育担当課としている。そして、調査研究委員会の実際の運営や調査報告資料の取りまとめの事務を指導部の各教育ブロックグループが担う。

まず、採択地区ごとの調査研究委員会を設置して、教育委員会からの調査依頼に対して採択地区ごとに調査研究した結果を報告する仕組みになっている。また、調査の観点については公平性を担保するため、昨年度と同じ調査の観点を活用し、調査研究を行うものと考えている。

なお、本市にある2校の中高一貫校の中学校は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条第3項に、高等学校における教育と一貫した教育を施す学校においては、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする、とあることから、4採択地区とは別に調査研究をすることになる。中高一貫校2校について、それぞれが調査報告資料を作成していただくこととする。

最後に、高等学校の教科用図書の採択について、令和4年4月に大阪府へ移管する本市高等学校22校の令和4年度使用教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第21条第6項により、教科書の採択権限はその学校を設置する教育委員会が有しているので、特別支援学校の大阪府への移管時と同様に大阪市教育委員会が採択をする。

採択の手順については昨年度と同様である。市立高校における教科用図書の採択については、義務教育諸学校とは異なり、大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づいて各校に教科用図書選定委員会を設置する。令和4年4月に開校の桜和高等学校については、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会に選定調査会を設置するため、第4条に、ただし桜和高等学校においては、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で組織する。および、第5条の2に、ただし桜和高等学校における委員長は準備委員会の委員長とする。準備委員会の委員長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは教育委員会が指定する者とする、と文言を大阪市立高等学校教科用図書選定委員会要綱に追加する。桜和高等学校を含む、全ての高等学校の選定調査会が教科用図書の調査、および研究を行った上で、教育委員会に意見を答申し、教育委員会において採択するものとしている。

今後、事務局としては、文部科学省や大阪府教育委員会からの通知等を踏まえて、令和4年度使用教科用図書採択がより一層、適正かつ、公正に実施出来るよう進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 中学校で自由社の教科書が新たに加わったので、採択を行うかどうかを検討するという、それは結論としては良いのですが、今までこんな例はあったのですか。

【福山指導部長】 私が教科書採択に何度か携わっておりますけれども、近年では無かったように記憶をしています。

【森末委員】 もちろんそれが素晴らしい教科書であれば、ということもあり得るので、やるのは良いと思うのですが、ただ負担が現場にかかるので、それは大丈夫だということと提案されているのですか。

【福山指導部長】 1社だけですので、学校の特に中学校の歴史、社会科担当の先生には調査研究して頂くこととなりますけれども、昨年度のように数冊分するわけではないので、負担はかけますが相当な量にはならないと思っております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 47 号「大阪市立高等学校教科用図書選定調査会への諮問について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

これまで新たに文部科学省で検定済みとなった教科書については、各科目において複数の抽出を行うこととしていた。しかしながら、昨年度の教科書採択において、合理化しながらも、学校がなぜこの教科書を選定したのかと明確にすることが大切だご指摘をいただいた。また、令和 4 年度に移管する大阪府においては、各校が選定する各科目において最も適合するものについて選定理由を求めていることを踏まえて、これまで(4)として、調査研究および比較検討の後、各教科において複数の抽出を行うことと記載していたが、今年度について 4 の項目を削除して、全ての科目について選定調査会が最も適切だと考える教科書を選定することとした。各校に設置される選定調査会は教育委員会が内容に着目して、最も適した教科用図書を採択出来るよう議案書 3 ページに記載の諮問を受け、当該学校の教育目標や学科等の特色、生徒の実態、ICT 機器等を活用した学習活動等を踏まえ、各教科用図書の調査研究を行った上で、各科目の教科書を選定し、選定の際、重視した観点および選定理由を答申に記載するものとする。なお、調査研究における観点については、

内容・学習等に関する観点と、学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点を示している。

本日の教育委員会会議で承認されたら、速やかに選定調査会に諮問させていただきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 内容・学習等に関する観点とありますが、主体的、対話的で深い学び、思考と表現は思考・判断・表現とか学びの三要素でまとめられたほうがよいのではないのでしょうか。

【福山指導部長】 承知致しました。

【山本教育長】 それでは今の原稿を前提とさせていただいてもよろしいですか。

【平井委員】 はい。

【山本教育長】 今言われたご意見を元に、内容・学習等に関する観点について、学びの三要素を含むという、そうした観点を付け加えさせて頂いた上で、この思考は中に入れていいわけですね、そうすると学びの三要素を十分踏まえることとします。

【平井委員】 その方がよいです。

【山本教育長】 はい、分かりました。この4項目の設定に変えるというかたちでさせていただきます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案について一部修正を加えたうえで可決。

議案第48号「令和4年度校長公募について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

校長公募の仕組みについては、大阪市立学校活性化条例第10条の規定に基づき平成24年度に実施をした平成25年度校長公募から取り入れており、今年度で10回目となる。

今年度の変更点であるが、大阪市立の高等学校が令和4年4月から大阪府に移管されることに伴い、民間企業その他組織の管理職経験者については、校種「高等学校」の募集を停止する。また、本市教職員のうち、高等学校籍の者については、「小・中学校共通」と「高等学校」のいずれかを受験出来るように選択可能とする。

次の変更点であるが、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から要項発表後に第2次選考の内容について変更したが、今年度は当初から集団討論ではなく、集団面接を実施することとする。

選考の概要について、応募資格であるが、昨年度と同様としている。次の応募校種、募集予定人数であるが、小・中学校共通は、今年度は30人程度、高等学校および幼稚園は昨年度と同様の若干名としている。

選考方法であるが、先ほどご説明したように、第2次選考の内容を変えたが、その他は昨年度と同様としている。

受付期間は、令和3年5月19日から6月18日までの1ヶ月間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第10号「令和2年度争訟事務の委任に係る報告について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は争訟事務委任規則第1条の規定により、教育長に任命された争訟に関する事務について、同規則第2条により、前年度における事務の管理および執行の状況を教育委員会会議に報告するものである。例年この時期に、前年度の状況を会議で報告しており、本日報告するのは裁判と人事委員会の審査を合わせて10件である。状況は終結したものが1件、審議が4件、継続しているのが5件である。

まず、裁判所の新規案件である1番については、市立小学校に勤務していた管理作業員が記載内容について懲戒免職処分を受けており、この処分および退職手当の支給制限処分の取り消しを求めているものである。

2番であるが、市立中学校に勤務していた教諭が勤務校の卒業証書授与式において、起立による国歌斉唱をしなかったことが職務命令および市条例に反するとして懲戒処分を受けており、この取り消しを求めているものである。事前の人事委員会の審査請求では令和2年6月22日に原処分を承認する旨の採決が出ているところである。

続いて、3番は継続中のものになる。かつての市立特別支援学校に勤務していた学校事務職員7名が時間外勤務記録簿に不適切、不適正な記載を行ったとして、平成24年8月に懲戒処分を受けており、そのうちの4名がその処分の取り消しと損害賠償を求めているものである。事前の人事委員会での審査請求は令和2年3月に採決が出ており、その内容は

4名中2名については処分が重すぎるとして内容の処分を修正するものであったが、残り2名については原処分とするというものであった。

続いての案件は人事委員会関係の終結案件である。4番については、市立中学校教諭が概要にあるような服務違反行為について、減給3月の懲戒処分を受けており、この処分を不服とする審査請求があったが、令和2年6月22日に原処分を承認する採決によって終結している。

続いて、人事委員会関係の新規案件についてである。5番については、市立小学校校長が契約手続き違反行為や教育委員会へ虚偽報告についての停職処分を受けており、その処分が不服として審査請求したものである。6番については、市立小学校の再任用教諭が概要記載の服務違反行為を行ったり、管理職への報告を怠ったりして停職処分を受けており、この処分が不服として審査請求を行ったものである。次の7から10は人事委員会関係の継続中の事案であり、いずれも大きな動きはございません。7については、市立中学校教諭がステップアップ研修を受講しても改善が見られなかったとして分限免職処分を受けていたところ、処分取り消しを求めて審査請求をしたものである。8番は市立小学校教諭が概要にあるような行為により、略式命令を受けて懲戒免職処分を受けていたところ、処分を不服として審査請求をしたものである。9番目は市立中学校教諭が平成30年2月17日から31年2月頃にかけて概要にあるような服務違反行為により、減給3月の処分を受けていたところ、処分を不服として審査請求をしたものである。10番目は中学校教諭が平成30年度の人事評価について、自らの評価が低すぎるとして人事評価のやり直しと上位評価区分になった場合の給料の差額分を求めて措置要求したもので、いずれも審査中の案件である。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
